

意見書（岡本仁宏）

2025 年 11 月 3 日

例えば、下記のような事例は公益信託の認可を受けられるでしょうか。

A さんは、一人暮らしで身寄りもなく子どもや兄弟など財産を相続させたい人もいませんでした。そこで、自分の住んでいる家や家にあるものすべてと、200 万程度の預金をぜひ自分の住んでいる地域の子どもたちが笑顔で暮らせるように、と公益信託したいと考えました。誰に託そうかということについては、A さんはクリスチャンでしたし、同じ教会に通い近くに住む長年の友人 A さんのお子さんである B さんも同じ信仰を持っているし、これまでいろいろなことを相談もしてきました B さんを心から信頼してお願いすることにしました。B さんも快く引き受けてくださいました。

こういう話がまとまったので、その話を、文書にしたためて、A さんと B さんが署名捺印しました。

その内容は、下記のような内容でした。

1、自分の住んでいる家や家にあるものすべてと、200 万程度の預金をぜひ自分の住んでいる地域の子どもたちが笑顔で暮らせるように、公益信託にします。

2、このために信頼する B さんに受託していただくことで合意しました。B さんは誠心誠意この信頼に応えることを約束してくれました。

3、B さんのお考えにそって、〇〇町に住む子どもたち、また住んでいなくてもこの町に来た子どもたちも含め一人ひとりが笑顔になれるような事業を、拙宅を「子どもの家」として中心にして活動していただけることを期待しています。子どもの家を中心に子どもたちが笑顔で暮らせるようないろいろな取り組みが行われることももちろん構いません。

4、家の片付け等でお金が無くなるかもしれませんが、例えば子供の交流のための駄菓子屋をしたり、居場所のための小さな食堂をしたりいろいろな催しをしていただいてもいいでしょうし、たくさんの人に支援していただけるような場になればと考えています。

5、信託管理人として、A さんの信頼する教会の牧師 C さんをお願いすることにし、了解も得た。

この契約書を作った後に、A さんはお亡くなりになりました。身寄りもなく相続する方がいないということです。なお、A さんの残した不動産は相場では 1 千万円には届かないとのこと。家財等は大きな金銭的価値はないとのこと。

Bさんは隣町に住んでいたのですが、Aさんが亡くなったあとはAさんの家に住み込んで地域の子どもたちのための「子どもの家」を運営し始めました。改装などのお金はBさんが出したのですが、教会の仲間も寄附してくれました。

この場合、公益信託は認可されるのでしょうか。このような内容の契約が認可されないようであれば、ガイドラインとして不備なのではないか、と考えます。